

[資料5-11]

16 先物振興発第 36 号
平成 16 年 3 月 23 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 二 家 勝 明

オプション取引に係る経理処理等について

平成 16 年 3 月 18 日付け、16 先物振興発第 33 号によりお知らせしたオプション取引に係る省令改正に関しまして、農林水産省および経済産業省より、別紙のとおりオプション取引に係る経理処理等の経過措置について通知がありましたので、お知らせいたします。

オプションの対価に係る経理処理等について

平成16年3月18日
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省

オプション取引に伴う「オプション料(概算額を含む)」に係る経理処理及び分離保管等調書の運用については、法律改正に伴う経理基準等の全面見直しを控えていることから、経過措置として以下の措置を講ずることとする。

◎経過措置

現行の統一経理基準、及び実態上の分離保管措置を踏襲し、会員の内部処理において、「オプション料(概算額を含む)」の金額が明確になるよう経理処理することとする。

受注時及び取引成立時	経理処理	分離保管等調書
(買付) オプション料概算額	①預り金(オプション料)	預り委託証拠金
	②預り委託証拠金	
(売付) オプション料	委託者未払金	委託者未払金

※ オプション料概算額は、①又は②のいずれかの方法で処理することとする。ただし、①の場合、他の「預り金」とは別とし、関係帳簿(委託者資産管理台帳等)に項目として分けて計上する。

(事務連絡)
平成15年4月17日

会員代表者各位

日本商品先物取引協会
㈱商品取引受託債務補償基金協会
㈱全国商品取引所連合会
日本商品先物振興協会

「純資産額調書」及び「月計残高試算表」の変更について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、商品先物取引業統一経理基準の一部改正（平成15年1月改正）に伴う「商品取引所及び商品取引員等の行うべき事務等についての留意事項」（以下「事務ガイドライン」という。）における「純資産額調書」及び「月計残高試算表」の作成様式の取扱いにつきまして、農林水産省総合食料局商品取引監理官及び経済産業省商務情報政策局商務課と相談したところ、「事務ガイドライン」における「純資産額調書」及び「月計残高試算表」の作成様式を下記のとおり変更し、平成15年3月分（4月提出）より適用するとの結論を得ましたので連絡いたします。

つきましては、これら書類の新様式を同封いたしますので、遺漏なきようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 純資産額調書

- 備考欄の構成を変更
- （記載上の注意）の(3)を削除

2. 月計残高試算表（Ⅱ）

- 「7. 資本の部」の構成を変更
- 「12. 営業費用」の内訳科目に「研究開発費」を追加

3. 月計残高試算表総括表

- 「(4)自己資本」の構成を変更
- （記載上の注意）の3. を削除

以 上

純 資 産 額 調 査 書

住 所
氏名又は商号及び法人に
あつては代表者の氏名

印

平成 年 月 日現在

科 目	帳簿価額	評価額	評価差額	科 目	帳簿価額	評価額	評価差額	科 目	帳簿価額	評価額	評価差額
A 資産の部				(2) 無形固定資産							
1. 流動資産				(35) 営業権				(14) 未払費用			
(1) 現金				(36) 借地権				(15) 前受金			
(2) 預 金				(37) 電話加入権				(16) 預り金			
(3) 金銭の信託 (分離保管)				(38) ソフトウェア				(17) 前受収益			
(4) 受取手形				(39) その他の無形固定資産				(18) 受渡に係る預り金			
(5) 委託者未収金								(19) 受渡に係る預り金河証券			
(6) 売掛金				(3) 投資等				(20) 仮受消費税等			
(7) 有価証券				(40) 投資有価証券				(21) その他の流動負債			
(8) 商 品				(41) 関連会社株式				5. 固定負債			
(9) 前渡金				(42) 子会社株式				(22) 社債			
(10) 前払費用				(43) 長期保管有価証券				(23) 新株予約権付社債 (新株予約権付社債)			
(11) 保管有価証券				(44) 長期貸付有価証券				(24) 長期借入金			
(12) 短期貸付有価証券				(45) 出資金				(25) 長期借入有価証券			
(13) 金銭の信託 (分離保管以外のもの)				(46) 金銭の信託 (分離保管以外のもの)				(26) 繰延税金負債			
(14) 差入保証金				(47) 長期未収債権				(27) 退職給付引当金			
(15) 商品取引責任準備預託金				(48) 長期差入保証金				(28) その他の固定負債			
(16) 自己先物取引差金				(49) 長期貸付金				6. 引当金			
(17) 委託者先物取引差金				(50) 長期前払費用				(29) 商品取引責任準備金			
(18) 繰延税金資産				(51) 繰延税金資産				(30) その他の引当金			
(19) 短期貸付金				(52) その他の投資				純資産額 (A - (B - Bの(29))			
(20) 未収入金				(53) 貸倒引当金	△	△		備 考			
(21) 立替金				B 負債の部				I 資本金			
(22) 仮払金				4. 流動負債				II 新株払込金又は新株式申込証拠金			
(23) 未収収益				(1) 支払手形				III 資本剰余金			
(24) 商品先物オプション資産				(2) 委託者未払金				資本準備金			
(25) 仮払消費税等				(3) 買掛金				その他資本剰余金			
(26) その他の流動資産				(4) 短期借入金				資本金及び資本準備金減少差益			
(27) 貸倒引当金	△	△		(5) 短期借入有価証券				自己株式処分差益			
2. 固定資産				(6) 未払法人税等				IV 利益剰余金			
(1) 有形固定資産				(7) 繰延税金負債				利益準備金			
(28) 建 物				(8) 預り委託証拠金 (現金)				任意積立金			
(29) 構築物				(9) 預り委託証拠金 (有価証券)				当期未処分利益又は当期未処理損失 (うち当期利益又は当期損失)			
(30) 車 両				(10) 自己先物取引差金				V 土地再評価差額金			
(31) 器具及び備品				(11) 委託者先物取引差金				VI 株式等評価差額金			
(32) 土 地				(12) 商品先物オプション負債				VII 自己株式			
(33) 建設仮勘定				(13) 未払金				VIII 商品取引責任準備金			
(34) その他の有形固定資産											

(注) 無担保委託者未収金の帳簿価額は 円、評価額は 円である。
貸倒引当金のうち無担保委託者未収金に対する設定額は、流動資産 円、投資等 円である。

(記載上の注意)

(1) 純資産額調査の勘定科目の記載要領は、日本商品先物取引協会が定めた商品先物取引業統一経理基準及び別添「純資産額調査・月計残高試算表作成要領」によるものとする。

(2) 印額は、印鑑届をしている印鑑によることとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることのできる。

純 資 産 額 調 査 書

住 所
氏名又は高号及び法人に
あつては代表者の氏名

印

平成 年 月 日現在

科 目	帳簿価額	評 価 額	評価差額	科 目	帳簿価額	評 価 額	評価差額	科 目	帳簿価額	評 価 額	評価差額
A 資産の部				(2) 無形固定資産				(14) 未払費用			
1. 流動資産				(35) 営業権				(15) 前受金			
(1) 現 金				(36) 借地権				(16) 預り金			
(2) 預 金				(37) 電話加入権				(17) 前受収益			
(3) 金銭の信託 (分離保管)				(38) ソフトウェア				(18) 受渡に係る預り金			
(4) 受取手形				(39) その他の無形固定資産				(19) 受渡に係る預り金等証券			
(5) 委託者未収金								(20) 仮払消費税等			
(6) 売掛金				(3) 投資等				(21) その他の流動負債			
(7) 有価証券				(40) 投資有価証券				5. 固定負債			
(8) 商 品				(41) 関連会社株式				(22) 社債			
(9) 前渡金				(42) 子会社株式				(23) 新株予約権付社債 (附属債の除外債を除く)			
(10) 前払費用				(43) 長期保有有価証券				(24) 長期借入金			
(11) 保有有価証券				(44) 長期貸付有価証券				(25) 長期借入有価証券			
(12) 短期貸付有価証券				(45) 出資金				(26) 繰延税金負債			
(13) 金銭の信託 (分離保管以外のもの)				(46) 金銭の信託 (分離保管以外のもの)				(27) 退職給付引当金			
(14) 差入保証金				(47) 長期未収債権				(28) その他の固定負債			
(15) 商品取引責任準備預託金				(48) 長期差入保証金				6. 引当金			
(16) 自己先物取引差金				(49) 長期貸付金				(29) 商品取引責任準備金			
(17) 委託者先物取引差金				(50) 長期前払費用				(30) その他の引当金			
(18) 繰延税金資産				(51) 繰延税金資産							
(19) 短期貸付金				(52) その他の投資							
(20) 未収入金				(53) 貸倒引当金	Δ	Δ					
(21) 立替金											
(22) 仮払金				3. 繰延資産							
(23) 未収収益				(54) 繰延資産							
(24) 高価先物オプション資産											
(25) 仮払消費税等				B 負債の部							
(26) その他の流動資産				4. 流動負債				I 資本金			
(27) 貸倒引当金	Δ	Δ		(1) 支払手形				II 新株式払込金又は新株式申込証拠金			
				(2) 委託者未払金				III 資本剰余金			
2. 固定資産				(3) 買掛金				資本準備金			
(1) 有形固定資産				(4) 短期借入金				その他資本剰余金			
(28) 建 物				(5) 短期借入有価証券				資本金及び資本準備金減少差益			
(29) 構築物				(6) 未払法人税等				自己株式処分差益			
(30) 車 両				(7) 繰延税金負債				IV 利益剰余金			
(31) 器具及び備品				(8) 預り委託証拠金 (現金)				利益準備金			
(32) 土 地				(9) 預り委託証拠金 (有価証券)				任意積立金			
(33) 建設仮勘定				(10) 自己先物取引差金				当期未処分利益又は当期未処分損失			
(34) その他の有形固定資産				(11) 委託者先物取引差金				V 土地再評価差額金			
				(12) 商品先物オプション負債				VI 株式等評価差額金			
				(13) 未払金				VII 自己株式			
								VIII 商品取引責任準備金			

(注) 無担保委託者未収金の帳簿価額は 円、評価額は 円である。
貸倒引当金のうち無担保委託者未収金に対する設定額は、流動資産 円、投資等 円である。

(記載上の注意)

(1) 純資産額調査の勘定科目の記載要領は、日本商品先物取引協会が定めた商品先物取引業統一経理基準及び別添「純資産額調査・月計残高試算表作成要領」によるものとする。

(2) 印影は、印鑑を捺している印影によることとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

純 資 産 額 調 査 書

住 所
氏名又は商号及び法人に
あつては代表者の氏名

印

平成 年 月 日現在

科 目	帳簿価額	評 価 額	評価差額	科 目	帳簿価額	評 価 額	評価差額	科 目	帳簿価額	評 価 額	評価差額
A 資産の部				(2) 無形固定資産				(14) 未払費用			
1. 流動資産				(35) 営業権				(15) 前受金			
(1) 現 金				(36) 借地権				(16) 預り金			
(2) 預 金				(37) 電話加入権				(17) 前受収益			
(3) 金銭の信託 (分離保管)				(38) ソフトウェア				(18) 受渡に係る預り金			
(4) 受取手形				(39) その他の無形固定資産				(19) 受渡に係る預り金付債券			
(5) 委託者未収金								(20) 仮払消費税等			
(6) 売掛金				(3) 投資等				(21) その他の流動負債			
(7) 有価証券				(40) 投資有価証券							
(8) 高 品				(41) 関連会社株式				5. 固定負債			
(9) 前渡金				(42) 子会社株式				(22) 社債			
(10) 前払費用				(43) 長期保管有価証券				(23) 新株予約権付社債 (非開示の非開示社債)			
(11) 保管有価証券				(44) 長期貸付有価証券				(24) 長期借入金			
(12) 短期貸付有価証券				(45) 出資金				(25) 長期借入有価証券			
(13) 金銭の信託 (分離保管以外のもの)				(46) 金銭の信託 (分離保管以外のもの)				(26) 繰延税金負債			
(14) 差入保証金				(47) 長期未収債権				(27) 退職給付引当金			
(15) 商品取引責任準備預託金				(48) 長期差入保証金				(28) その他の固定負債			
(16) 自己先物取引差金				(49) 長期貸付金							
(17) 委託者先物取引差金				(50) 長期前払費用				6. 引当金			
(18) 繰延税金資産				(51) 繰延税金資産				(29) 商品取引責任準備金			
(19) 短期貸付金				(52) その他の投資				(30) その他の引当金			
(20) 未収入金				(53) 貸倒引当金	△	△					
(21) 立替金				3. 繰延資産				純資産額 (A - (B - Bの(29)))			
(22) 仮払金				(54) 繰延資産							
(23) 未収収益								備 考			
(24) 商品先物オプション資産				B 負債の部				I 資本金			
(25) 仮払消費税等				4. 流動負債				II 新株式払込金又は新株式申込証拠金			
(26) その他の流動資産				(1) 支払手形				III 資本剰余金			
(27) 貸倒引当金	△	△		(2) 委託者未払金				資本準備金			
				(3) 買掛金				その他資本剰余金			
2. 固定資産				(4) 短期借入金				資本金及び資本準備金減少差額			
(1) 有形固定資産				(5) 短期借入有価証券				自己株式処分差益			
(28) 建 物				(6) 未払法人税等				IV 利益剰余金			
(29) 構築物				(7) 繰延税金負債				利益準備金			
(30) 車 両				(8) 預り委託証拠金 (現金)				任意積立金			
(31) 器具及び備品				(9) 預り委託証拠金 (有価証券)				当期未処分利益又は当期未処分損失 (うち当期利益又は当期損失)			
(32) 土 地				(10) 自己先物取引差金				V 土地再評価差額金			
(33) 建設仮勘定				(11) 委託者先物取引差金				VI 株式等評価差額金			
(34) その他の有形固定資産				(12) 商品先物オプション負債				VII 自己株式			
				(13) 未払金				VIII 商品取引責任準備金			

(注) 無担保委託者未収金の帳簿価額は 円、評価額は 円である。
貸倒引当金のうち無担保委託者未収金に対する設定額は、流動資産 円、投資等 円である。
(記載上の注意)

(1) 純資産額調書の勘定科目の記載要領は、日本商品先物取引協会が定めた商品先物取引業統一経理基準及び別添「純資産額調書・月計帳高試算表作成要領」によるものとする。
(2) 印影は、印鑑庫をしている印室によることとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

月計残高試算表(Ⅱ)

借方	科目	貸方	借方	科目	貸方
	(10)自己先物取引差金			その他	
	(11)委託者先物取引差金			受取配当金	
	委託に係る委託者先物取引差金			地代家賃	
	取次に係る委託者先物取引差金			有価証券売却益	
	(12)商品先物オプション負債			その他	
	(13)未払金				
	未払先物取引差金(自己)			11. 特別利益	
	〃 (委託)			貸倒引当金戻入益	
	〃 (取次)			商品取引責任準備金戻入	
	未払消費税等			その他	
	未払事業所税			固定資産売却益	
	その他の未払金			その他	
	(14)未払費用				
	未払従業員給与(賞与引当金)			(D)収益計	
	その他の未払費用				
	(15)前受金			12. 営業費用	
	(16)預り金			取引所等関係費	
	(17)前受収益			取引所会費	
	(18)受渡に係る預り金			その他取引所等関係費	
	(19)受渡に係る預り倉荷証券			役員報酬	
	(20)振受消費税等			従業員給料	
	(21)その他の流動負債			内勤社員給料	
	保証債務			営業社員給料	
	担保受入有価証券			外務員報酬	
	その他の流動負債			その他の報酬給料	
				退職金	
	5. 固定負債			退職給付費用	
	(22)仕債			福利厚生費	
	(23)新株予約権付仕債(期末時の仕債は除外)			調査費	
	(24)長期借入金			研究開発費	
	(25)長期借入有価証券			事務用品費	
	(26)繰延税金負債			旅費交通費	
	(27)退職給付引当金			遣金	
	(28)その他の固定負債			交際費	
				会議費	
				広告宣伝費	
	6. 引当金			車両費	
	(29)商品取引責任準備金			器具備品費	
	(30)その他の引当金			水道光熱費	
				地代家賃	
	(B)負債計			修繕費	
				保険料	
	7. 資本			教育費	
	資本金			電報機費	
	新株式払込金又は新株式申込証拠金			租税公課	
	資本剰余金			減価償却費	
	資本準備金			有形固定資産減価償却費	
	その他資本剰余金			無形固定資産減価償却費	
	資本金及び資本準備金減少差益			貸倒損失	
	自己株式処分差益			賞与引当金繰入	
	利益剰余金			貸倒引当金繰入	
	利益準備金			その他	
	任意積立金			13. 営業外費用	
	当期末処分利益又は当期末処理損失			支払利息及び割引料	
	(うち当期利益又は当期損失)			社債利息	
	土地再評価差額金			その他	
	株式等評価差額金			有価証券売却損	
	自己株式			貸倒引当金繰入	
	(C)資本計			その他	
				14. 特別損失	
	8. 営業収益			商品取引責任準備金繰入	
	受取手数料			その他	
	商品先物取引に係る受取委託手数料			固定資産売却損	
	商品F&D販売手数料等			その他	
	売買損益			(E)費用計	
	商品先物決済損益			税引前当期利益又は税引前当期損失	
	商品先物評価損益			法人税、住民税及び事業税	
	商品売買損益			法人税等調整額	
	その他の売買損益			当期利益又は当期損失	
				前期繰越利益又は前期繰越損失	
	9. その他の営業収益			過年度税効果調整額	
	売上高			当期末処分利益又は当期末処理損失	
	売上原価	(Δ)			
	売上損益			合計	
	10. 営業外収益				
	受取利息及び割引料				

(注) 1. 営業費用(その他)のうち商品取引事故損失は 円、備付金は 円である。
 2. 無担保委託者未収金の帳簿価額は 円である。
 3. 無担保委託者損差金の帳簿価額は 円である。
 4. 貸倒引当金のうち無担保委託者未収金に対する設定額は、流動資産 円、投資等 円である。
 5. 役員(監査役等を含む。)に対する貸付金(立替金等を含む。)の総額は 円である。(役員には元役員も含まれ、貸付金には貸付金以外の科目でも実質的に貸付に相当するものも含まれる。)

月計残高試算表総括表
(財務比率表)

年 月分	(単位:千円)	商号	印
科目	金額又は%(倍)	引用又は算出方法等	
(1) 必要純資産額			
(2) 純資産額			
(3) 純資産余裕比率(%)		(2) 純資産額 × 100 (1) 必要純資産額	
(4) ① 資本金 ② 新株式払込金又は新株式申込証拠金 ③ 資本準備金 ④ その他資本剰余金 ⑤ 利益準備金 ⑥ 任意積立金 ⑦ 当期末処分利益又は当期末処理損失 (うち当期利益又は当期損失) ⑧ 土地再評価差額金 ⑨ 株式等評価差額金 ⑩ 自己株式			マイナスの場合は△印(又は-)で示すこと。
資本計		資本金+新株式払込金又は新株式申込証拠金+資本準備金+その他資本剰余金+利益準備金+任意積立金+当期末処分利益又は当期末処理損失+土地再評価差額金+株式等評価差額金+自己株式	
(5) 純資産資本金比率(%)		(2) 純資産額 × 100 (4) ① 資本金	
(6) 自己資本資本金比率(%)		(4) 自己資本 × 100 (4) ① 資本金	
(7) 資産総額		月計残高試算表の「(A)資産計」を記入すること。	
(8) 自己資本比率(%)		(4) 自己資本 × 100 総資本[(7) 資産総額]	
(9) 流動資産額			
(10) 流動負債額			
(11) 流動比率(%)		(9) 流動資産額 × 100 (10) 流動負債額	
(12) 当座性資金等		流動資産のうち現金+預金+金銭の信託+受取手形+売掛金+有価証券+商品+貯蓄有価証券+差入保証金+有担保委託者預託金+有担保委託者未収金+承継先物取引基金の積	
(13) 当座性資金等比率(%)		(12) 当座性資金等 × 100 (10) 流動負債額	
(14) 負債の合計金額			
(15) 負債比率(倍)		(14) 負債の合計金額 (2) 純資産額	
(16) 委託者未収金		長期未収債権に属するものを含む。	
(17) 委託者未収金比率(%)		(16) 委託者未収金 × 100 (2) 純資産額	
(18) 借入金		短期借入金+長期借入金	
(19) 借入有価証券		短期借入有価証券+長期借入有価証券	
(20) 社債		社債+新株予約権付社債(旧商法の転換社債含む)	
(21) 借入金等比率(%)		(18) 借入金+(19) 借入有価証券+(20) 社債 × 100 総資本[(7) 資産総額]	
(22) ① 受取手数料 ア 商品先物取引に係る受取委託手数料 イ 商品ファンド販売手数料等 ② 商品先物決済損益 ③ 商品先物評価損益 ④ 商品売買損益 ⑤ その他の売買損益 ⑥ その他の営業収益 ⑦ 営業外収益 ⑧ 特別利益			他店委託自己売買損益を含む。 " 前期損益修正益及び異常な利益を記入すること。
計			
(23) ① 営業費用 ② 営業外費用 ③ 特別損失			前期損益修正損及び異常な損失を記入すること。
計 (法人税等充当額)			
(24) 経常収支率(%)		(22) ①~⑥ 営業収益+(22) ⑦ 営業外収益 × 100 (23) ① 営業費用+(23) ② 営業外費用	

(記載上の注意)

1. 月計残高試算表の勘定科目の記載要領は、日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業統一経理基準及び別紙様式40別添「純資産額調査及び月計残高試算表作成要領」によるものとする。
2. 印影は印鑑届をしている印章によることとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
3. 決算月以外の「(24)経常収支率」の算定においては、「(22)③商品先物評価損益」を加算しないものとする。

(事務連絡)

平成15年6月3日

商品取引員 各位

(社)商品取引受託債務補償基金協会
日本商品先物取引協会
(社)全国商品取引所連合会
日本商品先物振興協会

「分離保管等調書の記載要領等」の変更について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、来る6月6日からのT+1制度の実施に伴い「商品取引所及び商品取引員等の行うべき事務等についての留意事項」(以下「事務ガイドライン」という。)における「分離保管等調書の記載要領等」につきまして、農林水産省総合食料局商品取引監理官及び経済産業省商務情報政策局商務課と相談したところ、「事務ガイドライン」における「分離保管等調書の記載要領等」を下記のとおり変更することとなりましたので、お知らせいたします。

敬具

記

【変更内容】

1. 事務ガイドライン165頁「分離保管等調書の記載要領等」Iの2を次のように変更する。

「(5)取引所への未払委託者差金」及び「(11)取引所からの未収委託者差金」欄は、月末現在の取引所との委託玉に係る未払・未収差金を記入する。

2. 事務ガイドライン173頁「分離保管等調書の記載要領等」IVの3の(ア)を次のように変更する。

①「通知額」欄は、前営業日の委託建玉に基づき取引所から前営業日の営業時間終了後に通知を受けた額及び受渡しに係る受渡保証金を取引所に預託している場合は、当該額を通知額に加算して記入する。

以上

[資料5-14]

(事務連絡)
平成15年9月30日

商品取引員各位

社団法人商品取引受託債務補償基金協会
日本商品先物取引協会
社団法人全国商品取引所連合会
日本商品先物振興協会

商品取引所及び商品取引員等の行うべき事務等についての留意事項(「事務ガイドライン」)の一部改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、表記の件につきまして、農林水産省総合食料局商品取引監理官及び経済産業省商務情報政策局商務課と相談したところ、「事務ガイドライン」において下記のとおり変更することとなりましたのでお知らせします。

敬具

記

事務ガイドライン（165 頁）「分離保管等調書の記載要領等」の一部を以下のとおり改める。

- 「Ⅲ. 「預託金融機関及び普通信託会社別預託（信託）財産内訳表」の提出等」中、「毎年3月、6月、9月及び12月末」を「毎月月末」に改める。
- 「Ⅴ. 分離保管等対象財産の預託調書（様式41-2）の記載要領」を「Ⅵ. 分離保管等対象財産の預託調書（様式41-2）の記載要領」とし、「Ⅳ. 「受託業務保証金（流動部分）及び受託取引証拠金に係る報告書」の提出等」の次に次の項目を加える。

Ⅴ. 「分離保管等の措置状況調書」の提出等

- 1 「分離保管等の措置状況調書」は別添5の様式を参照の上、次の2から7までの要領に基づき作成し、分離保管等調書に添付して提出する。
- 2 「委託者に係る負債（A）」の欄には、分離保管等調書における「1. 委託者に係る負債」の評価額に係るその日の額を記載する。
- 3 「委託者に係る資産（B）」の欄には、分離保管等調書における「2. 委託者に係る資産」の評価額に係るその日の額を記載する。
- 4 「受託取引に係る取引所への預託金等（C）」の欄には、分離保管等調書における「4. 受託取引に係る取引所への預託金等」の評価額に係るその日の額を記載する。
- 5 「分離保管等の措置額（D）」の欄には、分離保管等調書における「6. 分離保管等の措置額」の評価額に係るその日の額を記載する。
- 6 銀行等に対し分離保管預金に係るもの及び分離保管のための有価証券保護預けとして預託したものがある場合には「分離保管等の措置額（D）」の欄に特記して記載し、毎月月末現在の預託先の残高証明書を提出する。
なお、分離保管の措置として信託会社に信託しているものがある場合には、毎月月末現在の信託先の残高証明書を提出する。ただし、「分離保管等の措置額（D）」に当該額の特記を要しない。
- 7 「措置過不足（ Δ ）額（ $B + C + D - A$ ）」の欄には、分離保管等調書における「11. 措置過不足（ Δ ）額6-5」の評価額に係るその日の額を記載する。
なお、措置過不足額に不足が生じている場合には、その理由を記載した書面を提出する。

※なお様式「別添5」は別紙のとおり。

- 「Ⅵ. 分離保管等対象財産の預託調書（様式4-1-2）の記載要領」の次に次の項目を加える。

Ⅶ 「分離保管等対象財産の預託状況調書」の提出等

- 1 「分離保管等対象財産の預託状況調書」は別添6の様式を参照の上、次の2から6までの要領に基づき作成し、分離保管等対象財産の預託調書に添付して提出する。
- 2 「委託者に係る負債（A）」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「3. 委託者に係る負債」の評価額に係るその日の額を記載する。
- 3 「委託者に係る資産（B）」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「4. 委託者に係る資産」の評価額に係るその日の額を記載する。
- 4 「委託者に係る受託取引員への預託額（C）」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「2. 委託者に係る受託取引員への預託額」の評価額に係るその日の額を記載する。
- 5 「措置過不足（△）額（B+C-A）」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「6. 受託取引員への預託過不足（△）額 2-1」の評価額に係るその日の額を記載する。
- 6 「手許保管額」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「7 手許保管額」の評価額に係るその日の額を記載する。
なお、手許保管額がある場合には、その理由を記載した書面を提出すること。

※なお様式「別添6」は別紙のとおり。

〈実 施〉

平成16年1月1日から適用する。

なお、平成15年10月1日から移行できる商品取引員にあっては「分離保管等の措置状況調書」を「分離保管等調書」に、取次商品取引員にあっては「分離保管等対象財産の預託状況調書」を「分離保管等対象財産の預託調書」に添付して、随時提出することとする。

分離保管等の措置状況調書 (平成 年 月分)

住 所
商 号
代表者氏名

印

日付	委託者に係る負債 (A)	委託者に係る資産 (B)	受託者Iに係る取引 所への入金等 (C)	分離保管等の 措置額 (D)	分離保管預金等の額 及び保野預金の着払額	措置適不足 (Δ) 額 B+C+D-A
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

分離保管等対象財産の預託状況調書 (平成 年 月分)

住 所
商 号
代表者氏名

印

日付	委託者に係る負債 (A)	委託者に係る資産 (B)	委託者に係る受託取引 員への残高額 (C)	措置過不足 (△) 額 $B+C-A$	手許保管額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

商品取引所及び商品取引員等の行うべき事務等についての留意事項（「事務ガイドライン」）

改正案	現 行
<p>分離保管等調書の記載要領等</p> <p>I. 分離保管等調書（別紙様式4-1-1）の記載要領（略）</p> <p>II. 借入金等の明細表、預託委託契約に係る内訳表、分離保管保証金融機関別内訳表及び指定信託会社別内訳表に係る内訳表等の提出（略）</p> <p>III. 「預託金融機関及び普通信託会社別預託（信託）財産内訳表」の提出等</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 「預託金融機関及び普通信託会社別預託（信託）財産内訳表」の提出については、<u>毎月月末現在のものを分離保管等調書に添付して提出すること。</u></p> <p>IV. 「受託業務保証金（流動部分）及び受託取引証拠金に係る報告書」の提出等（略）</p> <p>V. 「<u>分離保管等の措置状況調書</u>」の提出等</p> <p>1 「<u>分離保管等の措置状況調書</u>」は別添5の様式を参照の上、次の2から7までの要領に基づき作成し、<u>分離保管等調書に添付して提出する。</u></p> <p>2 「<u>委託者に係る負債（A）</u>」の欄には、<u>分離保管等調書における「1. 委託者に係る負債」の評価額に係るその日の額を記載する。</u></p> <p>3 「<u>委託者に係る資産（B）</u>」の欄には、<u>分離保管等調書における「2. 委託者に係る資産」の評価額に係るその日の額を記載する。</u></p> <p>4 「<u>受託取引に係る取引所への預託金等（C）</u>」の欄には、<u>分離保管等調書における「4. 受託取引に係る取引所への預託金等」の評価額に係るその日の額を記載する。</u></p> <p>5 「<u>分離保管等の措置額（D）</u>」の欄には、<u>分離保管等調書における「6. 分離保管等の措置額」の評価額に係るその日の額を記載する。</u></p>	<p>分離保管等調書の記載要領等</p> <p>I. 分離保管等調書（別紙様式4-1-1）の記載要領（略）</p> <p>II. 借入金等の明細表、預託委託契約に係る内訳表、分離保管保証金融機関別内訳表及び指定信託会社別内訳表に係る内訳表等の提出（略）</p> <p>III. 「預託金融機関及び普通信託会社別預託（信託）財産内訳表」の提出等</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 「預託金融機関及び普通信託会社別預託（信託）財産内訳表」の提出については、<u>毎年3月、6月、9月及び12月末現在のものを分離保管等調書に添付して提出すること。</u></p> <p>IV. 「受託業務保証金（流動部分）及び受託取引証拠金に係る報告書」の提出等（略）</p>

改正案

現 行

6 銀行等に対し分離保管預金に係るもの及び分離保管のための有価証券保護預けとして預託したものがある場合には「分離保管等の措置額(D)」の欄に特記して記載し、毎月月末現在の預託先の残高証明書を提出する。

なお、分離保管の措置として信託会社に信託しているものがある場合には、毎月月末現在の信託先の残高証明書を提出する。ただし、「分離保管等の措置額(D)」に当該額の特記を要しない。

7 「措置過不足(Δ)額(B+C+D-A)」の欄には、分離保管等調書における「11. 措置過不足(Δ)額 6-5」の評価額に係るその日の額を記載する。

なお、措置過不足額に不足が生じている場合には、その理由を記載した書面を提出する。

VI. 分離保管等対象財産の預託調書(様式41-2)の記載要領(取次取引員用)

VII. 「分離保管等対象財産の預託状況調書」の提出等

1 「分離保管等対象財産の預託状況調書」は別添6の様式を参照の上、次の2から6までの要領に基づき作成し、分離保管等対象財産の預託調書に添付して提出する。

2 「委託者に係る負債(A)」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「3. 委託者に係る負債」の評価額に係るその日の額を記載する。

3 「委託者に係る資産(B)」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「4. 委託者に係る資産」の評価額に係るその日の額を記載する。

4 「委託者に係る受託取引員への預託額(C)」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「2. 委託者に係る受託取引員への預託額」の評価額に係るその日の額を記載する。

5 「措置過不足(Δ)額(B+C-A)」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「6. 受託取引員への預託過不足(Δ)額 2-1」の評価額に係るその日の額を記載する。

6 「手許保管額」の欄には、分離保管等対象財産の預託調書における「7. 手許保管額」の評価額に係るその日の額を記載する。

なお、手許保管額がある場合には、その理由を記載した書面を提出する。

V. 分離保管等対象財産の預託調書(様式41-2)の記載要領(取次取引員用)

改正案

現行

別添5

(受託取引員用)

分離保管等の措置状況調書 (平成 年 月分)

住 所
商 号
代表者氏名

印

日付	委託者に係る負債 (A)	委託者に係る資産 (B)	委託者に係る取引 所の種別等 (C)	分離保管の 種類 (D)	分離保管資金等の額 及び貸付金の残高 額	措置不足 (Δ) 額 B+C+D-A)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

改正案

現行

別添6

(取次取引員用)

分離保管等対象財産の預託状況調書 (平成 年 月分)

住 所
番 号
代表者氏名
印

日付	委託者に係る負債 (A)	委託者に係る資産 (B)	委託者に係る受託取引 員への預託額 (C)	指図書不足 (△) 額 B+C-A	手許保管額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

[資料5-15]

(事務連絡)

平成16年1月30日

商品取引員 各位

社団法人全国商品取引所連合会
日本商品先物取引協会
日本商品先物振興協会
社団法人商品取引受託債務補償基金協会

「商品取引所及び商品取引員等の行うべき事務等についての留意事項」
（「事務ガイドライン」）の一部改正に係る適用免除基準について

表記事務ガイドラインにおける下記2点の分離保管等調書に係る一部改正については、昨年9月30日付で当関係4団体より各位あて事務連絡として通知、本年初頭より適用されておりますが、実務的な側面、実態等を勘案し、当該一部改正の適用から除外する基準を設定するべく、これまで両主務省と調整を重ねてきたところであります。

その結果、下記の適用免除条件を満たす場合、当該改正の適用を除外することになりましたので、ご了知ください。

記

[事務ガイドライン一部改正点（平成15年9月30日付通知）]

- ・ 分離保管等調書に「分離保管等の措置状況調書」が加わり、日々の同措置関連数値記載書面の作成、提出
- ・ 「分離保管対象財産の預託状況調書」に、日々の同預託関連数値記載書面の添付提出

[適用免除条件]

以下の2点を全て満たす商品取引員

1. 当業型商品取引員
2. 前月末における施行規則第41条第1項第1号に定める預り委託証拠金額が1億円未満

（注1）これにより、「分離保管等の措置状況調書」における、預託先・信託先の残高証明書の提出も不要となります。

（注2）適用免除取引員が本条件から外れ、本件事務ガイドラインが適用されるところとなった後、再度適用免除条件を満たすことになった場合においても、その後3ヶ月間は、事務ガイドラインの適用は継続する。

以上

平成16年2月17日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

会長 二家勝明

外国為替証拠金取引に係る自主規制協会設立のご案内と
同取引の金融商品販売法上の政令指定について

外国為替証拠金取引に係る自主規制協会設立への本協会の関与については、第28回理事会の合意に従い、当該協会の発足の後に、会員にご案内申し上げ間接的に支援することとしていましたが、当該自主規制協会として外国為替証拠金取引協会（以下、「外為協会」と言います。）が、平成15年12月10日設立、本年1月1日の事務所開設により、活動を開始しましたので、ご案内申し上げます。

外国為替証拠金取引を現に兼業業務とし又は今後はその意向をお持ちの会員各位におかれましては、外為協会の目的「会員の行う外国為替証拠金取引に関して、当該取引の業務全般に関し遵守すべきガイドラインを策定し、それによって外国為替証拠金取引の振興及び投資家の保護を図り、もって外国為替証拠金市場の健全な発展に資すること」にご賛同いただき、外国為替証拠金取引に係る商品ブランドの確立とその向上にご尽力賜りたくお願い申し上げます。

外為協会への会員加入についての照会は下記までお願いいたします。

現在、金融庁は、顧客保護の観点から、金融商品の販売等に関する法律（以下、「金融商品販売法」と言います。）の施行令を改正し、業法の規定に基づかないで業者が取り扱う場合においても、この法律の対象とすることとしています（平成16年4月1日施行）。このことに関連して、主務省は、産業構造審議会・商品取引所分科会の中間報告に沿って、商品取引員の行う「外国為替証拠金取引」を、商品取引所法上の「特定兼業業務」として省令で規定し、4月1日施行の方向で、パブリックコメント等省令改正手続きに入ると見込まれています。

金融庁所管の証券会社については、既に（平成15年12月）、証券会社に関する事務ガ

イドラインの改正により、証券会社の外国為替証拠金（保証金）取引に係るガイドラインが定められ、リスクの説明を行わなければならない等証券会社対顧客業務を行う際のルールが定められ、各証券会社に周知徹底されているところです（業法に基づく取扱い）。商品取引員については、今後の省令改正手続きと並行して、主務省から、外国為替証拠金取引を兼業とする商品取引員に対して、事務ガイドライン等何らかのご提示がなされるものと考えられます。

以上、外為協会の発足のご案内と外国為替証拠金取引が金融商品販売法の政令指定商品となる現在の環境についてご報告申し上げます。

以上

記

1. 名称 外国為替証拠金取引協会
代表者 会長 藤井和雄 氏（元東京銀行常務取締役、元日本フレックスクラブ 会長）
所在地 〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町1-6-10 9F
TEL 03-3669-7377
公式ウェブサイト [http:// www. forexa. net](http://www.forexa.net)
2. 主たる活動 (1) ガイドラインの策定
の内容 (2) 会員の法令遵守状況の把握並びに指導
(3) 投資家への対応（相談窓口の設置）
(4) 調査研究
(5) 情報の収集と開示
(6) 普及・啓発
3. その他 協会概要は、ウェブサイトをご覧ください。

※ 外為協会の事務局設置を見極めた上でののご案内となったことをご了承下さい。

[資料5-17]

16先物振興発第23号

平成16年3月3日

会 員 代 表 者 殿

日本商品先物振興協会
会 長 二 家 勝 明

外国為替証拠金取引を商品取引所法における特定業務とすることについて

標記のことにつきまして、本年4月1日より、商品取引所法施行規則（主務省令）を改正し、商品取引員が営む外国為替証拠金取引を同法における「特定業務」として規定する旨、主務省より別紙のとおり通知がありました。

このことに伴い、同取引を行う商品取引員におきましては、「商品取引所及び商品取引員等の行うべき事務等についての留意事項（「事務ガイドライン」）」に基づき、特定業務としての届出が必要となります。

主務省令の改正については、パブリックコメントの募集（経済産業省ホームページにおいて3月15日まで実施中）を経て、今月中旬に公布される予定です。また、事務ガイドラインの改正につきましては、決定次第、あらためてご通知申し上げます。

（主務省令の改正案及び事務ガイドラインの改正案は、別紙に記載されております。）

外国為替証拠金取引の特定業務としての主務省への届出の実施について

平成 16 年 2 月 25 日
農林水産省総合食料局商品取引監理官
経済産業省商務情報政策局 商務課

【外国為替証拠金取引の特定業務としての主務省への届出の必要性】

1. 98年4月に外為法の改正が行われ、内外資本取引等における事前認可等が原則廃止となり、それまで銀行のみが取り扱った外国為替商品を個人、法人を問わず取り扱えることとされました。商品取引員においても兼業業務として外国為替証拠金取引（FX取引）を手がける者が増えていることはご承知のことと思います（現在、兼業届け提出済み商品取引員52社）。

他方、商品取引員以外の業者によるものが大多数ではあるものの、FX取引に係る顧客トラブルが増加しつつあり、金融商品販売法施行令の改正等に見られるように投資者保護のニーズが高まりを見せるとともに、本業としての商品先物取引業との関係においても、FX取引の業務運営の状況や顧客とのトラブルの状況によっては本業の財務面に影響を及ぼすことも考えられることから、主務省としては、FX取引の業務状況を管理する必要性を認識しているところです。

2. 商品取引所法第133条は、兼業業務を行う場合には主務大臣に届出を提出することを義務づけており、同条第3項において、主務省令で定める業務（特定業務）に該当する場合には、商品取引員の財産の状況に影響を及ぼすおそれがある当該業務の運営に関する事項を記載した届出書を提出しなければならないと規定しています。

現在は、商品取引所法施行規則第31条において、特定業務として海外商品先物取引の受託、取次等の業務が規定されていますが、上記の必要性に鑑み、同条を改正し、平成16年4月1日から、FX取引を同条において特定業務として定め、届出義務を課すこととしたいので、ご了解の上協力下さい。

3. 4月1日以降にFX取引の開始を予定している商品取引員及び兼業業務として既にFX取引を実施している商品取引員は、次に掲げる事務ガイドラインに新たに追加された様式に従って、4月1日以降速やかに特定業務としての届け出を行う必要がありますことを承知おき願います。

なお、FX取引に係る事務ガイドラインは、海外商品先物取引と同様に、当該業務に係る担当組織等の概要、顧客へ交付する書面及び当該取引に係る社内での管理規程等に関する書面などを添付資料として課す予定であります。

4. 今後のスケジュール（案）

3月1日～12日	パブリックコメント
3月18日	官報掲載
4月1日	施行

【施行規則等の改正案】

1. 施行規則改正案（改正部分は下線）

(1) 第31条

法第133条第3項の主務省令で定める業務（以下「特定業務」という。）は、次に掲げるものとする。

第1号

商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

第2号

外国為替取引であつて、あらかじめ当事者間で約定された通貨の価格と将来の一定の時期における現実の通貨の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他これに類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

(2) 第32条

商品取引員は、・・・特定業務の届け出をするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を・・・提出しなければならない。

第1号

商品取引員の商号

第2号

特定業務を行う者の商号

第3号

特定業務の収支の見込み

第4号

特定業務の業務計画

第5号

特定業務に関し委託者から預託を受けた金銭又は有価証券の管理及び保全の方法

第2項

前項の届出書には、登記簿謄本若しくは抄本又は特定業務の開始を決議した取締役会等の議事録、特定業務概要書（特定業務に係る担当部署、担当責任者、組織図及び顧客からの注文の取次先の概要等をいう。第四項において同じ。）を添付しなければならない。

第3項

第1項の届出をした商品取引員は、同項第2号から第5号までに掲げる事項の変更の場合には、・・・次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第1号

商品取引員の商号

第2号

変更に係る特定業務を行う者の商号

第3号

変更の内容

第4号

変更の理由

第4項

前項の変更の届出書には、登記簿謄本若しくは抄本又は届出事項の変更を決議した取締役会等の議事録及び変更後の特定業務概要書を添付しなければならない。

2. ガイドライン改正案

「商品取引所及び商品取引員等の行うべき事務等についての留意事項（「事務ガイドライン」）」別紙様式37の「特定業務に関する届出書」の添付書類である特定業務概要書を以下のとおり修正。

【特定業務概要書に記載すべき事項】

1. 施行規則第31条第1号で定める業務を行う商品取引員は次に掲げる事項を記載した特定業務概要書を提出することとする。

- (1) 当該特定業務に係る担当部署、担当責任者及び組織図
- (2) 受託等を行う商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）
- (3) 顧客からの注文を取り次ぐ外国の業者（以下「外国商品取引員」という。）の概要

なお、以下の書類を添付することとする。

ア. 顧客への交付書面のうち以下に掲げるものの写し

- (1) 外国商品市場における取引の手引き
- (2) 取引に伴うリスクを説明する書面
- (3) 顧客との間の契約書
- (4) 契約時の交付書面
- (5) 顧客からの委託証拠金等を預かった旨を証する書面
- (6) 売買報告書及び売買計算書

イ. 外国商品取引員との間の契約書の写し

2. 施行規則第31条第2号で定める業務を行う商品取引員は次に掲げる事項を記載した特定業務概要書を提出することとする。

- (1) 当該特定業務に係る担当部署、担当責任者及び組織図
- (2) 顧客からの注文を市場に取り次ぐ金融機関等の概要（複数者を選択して取り次いでいる場合は全ての者）
- (3) 当該特定業務の具体的内容及び仕組みを説明した書類

なお、以下の書類を添付することとする。

ア. 顧客への交付書面のうち以下に掲げるものの写し

- (1) 金融商品の販売等に関する法律第3条に規定するリスク等の重要事項の説明及び取引の仕組みを説明する書面
- (2) 顧客との間の契約書
- (3) 契約時の交付書面
- (4) 顧客からの証拠金等を預かった旨を証する書面及び証拠金等の管理・保全方法について説明した書面
- (5) 売買報告書及び売買計算書

イ. 当該取引に係る社内における管理規定等の写し

- (1) 金融商品の販売等に関する法律第8条に規定する勧誘方針及び具体的な勧誘方法を定めた社内規定等
- (2) 当該特定業務に係る財務面についての管理方法に関する資料（ポジション管理、他の業務に係る財務との区別、証拠金等の管理・保全（信託銀行等との契約書の写しを添付すること。））

ウ. 金融機関等との間の契約書の写し

商品取引所法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○商品取引所法施行規則(昭和二十五年農林省・通商産業省令第七号)の一部を改正する省令

改正案	現行
<p>(特定業務の届出)</p> <p>第三十一条 法第百三十三条第三項の主務省令で定める業務(以下「特定業務」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務</p> <p>二 外国為替取引であつて、あらかじめ当事者間で約定された通貨の価格と将来の一定の時期における現実の通貨の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他これに類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務</p>	<p>(特定業務の届出)</p> <p>第三十一条 法第百三十三条第三項の主務省令で定める業務(以下「特定業務」という。)は、商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務とする。</p>

商品取引員で既に外国為替証拠金取引を行っている者の届出の時期に関しては、以下の経過措置を省令案の附則に設ける予定。

附則案

(経過措置)

この省令の施行の際現に改正後の商品取引所法施行規則第31条第2号に掲げる業務を営んでいる商品取引員は、この省令の施行後遅滞なく、同規則第32条に規定する届出書を提出しなければならない。

[資料5-18]

商品先物取引の現状等にかかる調査集計結果(概要)

1. 委託者の現状

(1) 平成15年12月末の全委託者(個人+法人)…… 115,677口座

(2) 個人委託者の属性 (平成15年12月末時点の無作為抽出 7,338名)

① 委託者の年齢

20代	30代	40代	50代	60代	70才以上	不明
4.6%	18.1%	23.2%	24.5%	16.7%	8.6%	4.3%

② 委託者の職業

会社員	会社役員	自営業	その他	不明
32.7%	17.6%	23.6%	21.4%	4.8%

③ 取引経験の有無

	経験者	未経験者	不明
商品先物取引	39.5%	51.8%	8.6%
株式取引	43.6%	46.9%	10.0%

(3) 個人委託者の比率 (平成16年2月末時点)

	総枚数・金額	個人委託者の枚数・金額	個人委託者の比率
建玉枚数 (枚)	4,758,724	3,627,325	76.2%
売買枚数 (枚)	2,382,203	1,439,289	60.4%
取引代金 (百万円)	2,185,606	1,199,342	54.9%

2. 会社の状況 (平成15年12月末時点)

役職員数・外務員数

役員数	895
従業員数	20,026
うち外務員数	14,252

不景気を言い訳にするのは、やめませんか。

景気の低迷を嘆く前に、ポートフォリオを見直してみませんか。ダイナミックな運用をお探しなら、商品先物取引を考えるのもひとつの方法です。商品先物取引は、総取引代金の約5~10%で始められる資金効率のよい投資手段。「買い」だけでなく「売り」からも取引できるので、下げ相場でも利益を追求するチャンスがあります。利益に対する税率が引き下げられ、さらに損失を3年間繰り越して控除できるのも大きな魅力です。積極運用の選択肢に、いまこそ商品先物取引を。

商品先物取引をシミュレーションゲームで体験できます。お試しください。http://www.jcfia.gr.jp/

- 売買の注文は商品取引所に委託して行います。商品取引所は商品取引所法によって、農林水産大臣・経済産業大臣の許可を受けています。
- ハイリスク・ハイリターンの特徴です。元本が保証されているものではありません。
- 相場の変動により大きな損失が生じることもあります。
- 取引は自己責任です。資金に余裕を持って、ご自身の判断で取引ください。

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

信頼と利便性。それが私たちの目標です。
日本商品先物振興協会

〒103-6016 東京都中央区日本橋小塚町2番9号（小塚町交差点ビル）
TEL:03-3664-5731 FAX:03-3664-5733

資料をご希望の方は、ハカネに住所・氏名・年齢・職業を明記の上資料請求書へお申し込みください。

投資家よ、
不況に
負けるな。

税金は、ぐぐんとダウン。参加しやすさ、どんどんアップ。
商品先物取引の新税制

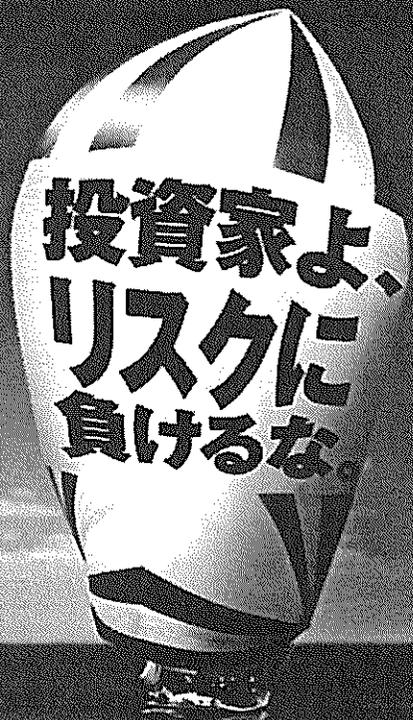
ポイント **1** 税率が **20%** に
下がりました。

平成15年1月1日以後、商品先物取引の益金等決済を行ったことにより生じた所得（年間の損益を過算）について、税率が26%（所得税20%、地方税6%）から20%（所得税15%、地方税5%）に下がりました。
*個人の商品先物取引による所得に対する税率です（申告分離課税）。

ポイント **2** 損失の **3年間**
繰越控除が
可能になりました。

平成15年1月1日以後、商品先物取引の益金等決済を行ったことにより損失（年間の損益を過算）になった時は、翌年以降3年間の商品先物取引による所得から控除できることとなりました。
*平成14年12月31日以前の商品先物取引による損失は繰越控除できません。

資料請求
用紙別紙



失敗を怖れていては、リターンは期待できない。

金融不安や長引く不況を背景に続く超低金利、リスクを避けて資産運用を考えることが難しい時代です。大切なのは、投資の選択肢を増やし、状況を見ながら使い分けることではないでしょうか。商品先物取引は、自分の判断次第で大きなリターンが期待できる投資法。経済や政治、天候など世界の動きを分析しながら、商品の値動きを予測する知的戦略性が醍醐味です。市場規模も年々拡大し、平成14年度の総取引金額は195兆円に達しました。積極運用の選択肢に、いまこそ商品先物取引を。

<http://www.jcfia.gr.jp/>



- 売買の注文は商品取引所に委託して行います。商品取引所は商品取引所法によって、資本充足率六割、経営監事六名の許可を受けています。
- ハイリスク・ハイリターンの取引です。元金が保証されているものではありません。
- 相場の変動により大きな損失が生じることもあります。
- 取引は自己責任です。資金に余裕を持って、ご自身の判断でお取引ください。

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

信頼と利便性 それが私たちの目標です

日本商品先物振興協会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小塚町3番9号(小塚町安田ビル)
TEL 03(3664)5731 FAX 03(3664)5733

資料をご希望の方は、ハガキに住所・氏名・年齢・職業を明記のうえ資料請求書をご添付の上までご連絡ください。

税金は、ぐぐんとダウン。参加しやすさ、どんどんアップ。
商品先物取引の新税制

ポイント 1 税率が **20%** に
下がりました。

平成15年1月1日以後、商品先物取引の益金等決済を行ったことにより生じた所得(年間の損益を過算)について、税率が25%(所得税20%、地方税5%)から20%(所得税15%、地方税5%)に下がりました。

*個人の商品先物取引による所得に対する税率です(申告分離課税)。

ポイント 2 損失の **3年間**
繰越控除が
可能になりました。

平成15年1月1日以後、商品先物取引の益金等決済を行ったことにより損失(年間の損益を過算)になった時は、翌年以降3年間の商品先物取引による所得から控除できることとなりました。

*平成14年12月31日以前の商品先物取引による損失は繰越控除できません。

資料請求
専用

低金利を嘆くよりも、積極運用を視野に入れてみませんか。
 金融不安やベイオフ…。いままでの常識では、資産運用が難しい時代となりました。しかしながら、この時代に成長を続けている市場があることをご存知ですか。商品先物取引の平成14年度総取引金額は約195兆円。この5年で実に2倍以上に増加しています。新規商品の相次ぐ上場や、商品先物税制が有利になったことなど、理由は数々。ハイリスク・ハイリターン^①の積極的運用法として、先を考える投資家はもうチャレンジを始めています。積極運用の選択肢に、いまこそ商品先物取引を。

<http://www.jcfla.gr.jp/>

- 商品先物取引を始める前に、
- 売買の注文は商品取引員に委託して行います。商品取引員は商品取引所法によって、農林水産大臣、経済産業大臣の許可を受けています。
 - ハイリスク・ハイリターン^①の取引です。元本が保証されているものではありません。
 - 相場の変動により大きな損失が生じることもあります。
 - 取引は自己責任です。資金に余裕を持って、ご自身の判断でお取引ください。

▶取引に関するご相談等は
 日本商品先物取引協会 相談センター TEL 03-3664-6243(本部) (平日/9:00~12:00 13:00~17:00)

JCFIA
 JAPAN COMMODITY FUTURES
 INDUSTRY ASSOCIATION

信頼と利便性 それが私たちの目標です
日本商品先物振興協会
 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番9号(小網町安田ビル)
 TEL 03(3664)5731 FAX 03(3664)5733

資料をご希望の方は、ハガキに住所・氏名・年齢・職業を明記のうえ資料請求券を貼って上段までご請求ください。

**投資家よ、
 常識に
 負けるな。**

税金は、ぐくんとダウン。参加しやすさ、どんどんアップ。
商品先物取引の新税制

ポイント 1 税率が **20%** に
 下がりました。

平成15年1月1日以後、商品先物取引の益金等決済を行ったことにより生じた所得(年間の損益を遡算)について、税率が26%(所得税20%、地方税6%)から20%(所得税15%、地方税5%)に下がりました。
 *個人の商品先物取引による所得に対する税率です(申告分離課税)。

ポイント 2 損失の **3年間**
 繰越控除が
 可能になりました。

平成15年1月1日以後、商品先物取引の益金等決済を行ったことにより損失(年間の損益を遡算)になった時は、翌年以降3年間の商品先物取引による所得から控除できることとなりました。
 *平成14年12月31日以前の商品先物取引による損失は繰越控除できません。

資料請求券
 DM-177

Q

商品先物取引が 注目を集めているのは なぜでしょうか？

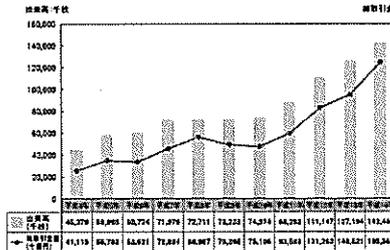
商品先物取引は、農産物や工業原料の価格変動を回避する手段として、買手や売り手双方にとって、重要な役割を果たしている。また、商品先物取引は、商品市場の取引額を拡大し、商品市場の活性化に貢献している。商品先物取引は、商品市場の取引額を拡大し、商品市場の活性化に貢献している。商品先物取引は、商品市場の取引額を拡大し、商品市場の活性化に貢献している。

商品先物取引は、農産物や工業原料の価格変動を回避する手段として、買手や売り手双方にとって、重要な役割を果たしている。また、商品先物取引は、商品市場の取引額を拡大し、商品市場の活性化に貢献している。商品先物取引は、商品市場の取引額を拡大し、商品市場の活性化に貢献している。

出来高、総取引金額が
4年連続更新中です。

A

日本商品先物振興協会
の発表によると、2013年度の
商品先物取引の出来高は、
前年比10.1%増の1,111億
7,154万トンに達した。総
取引金額は、前年比10.1%
増の1,111億7,154万円に
達した。これは、商品先物
取引の出来高と総取引金額
が、4年連続更新中である。



●商品先物市場規模の推移(年度別)

広告 企画・制作 読売新聞東京本社広告局

ご存じですが、商品先物取引は年170兆円市場です。

新しい常識をいちはやくつかむこと。それは買手側でも売手側の義務です。また、この時代に伸び続ける投資市場があることをご存じですか。それは、商品先物市場です。年間7兆円取引額の年々の取引額は約175兆円、この5年で実に2倍以上に増加しています。新買手市場の拡大と、商品先物取引が有力になったことなど、理由も、ハイリスク・ハイリターンの特徴として、先を争える人はもうチャンスを探っています。商品先物取引の投資には、いかに商品先物取引を

商品先物取引とは？
商品先物取引とは、商品先物取引の投資には、いかに商品先物取引を

JCFIA 日本商品先物振興協会
JCFIA JAPAN COMMODITY FUTURE ASSOCIATION
TEL: 03-3541-1111 FAX: 03-3541-1112

商品先物取引セミナー
商品先物取引の投資には、いかに商品先物取引を

投資家よ、常識に負けるな。

① 税率が20%に引き下げられます。② 損失の3年間追徴控除が可能になります。

日経突き出しシリーズ

第68回 5月8日

第85回 9月4日

第102回 12月31日

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑥

経済ジャーナリスト
浅井 隆



将来の価格を決める商品先物市場は、いわば将来予測のデータ集積場。不透明な時代だからこそ、経営にも上手に活用したいですね。

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会
<http://www.jcfia.gr.jp/>

インターネットで相場を体感！あなたもチャレンジしてみませんか。
< 商品先物取引シミュレーションゲーム >
アクセスは協会のホームページへ

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑤

立教大学教授
斎藤 精一郎



デフレが進む今、資産運用には見直しが必要です。値下がり局面でも利益が追求できる商品先物取引を投資へ組み込むことも検討したいですね。

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会
<http://www.jcfia.gr.jp/>

[商品先物なっとくセミナー名古屋開催。9月13日(土)]
詳細はホームページをごらんください。

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ④

ファイナンシャルプランナー
市川 雄一郎



人生設計に沿った確実な貯蓄プランにプラスαを加えるなら、自己責任の許容範囲内で商品先物取引に投資するのも魅力的ですね。

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会
<http://www.jcfia.gr.jp/>

インターネットで相場を体感！あなたもチャレンジしてみませんか。
< 商品先物取引シミュレーションゲーム >
アクセスは協会のホームページへ

わが家のFPが注目した、
 商品先物取引の新税制。
 (損失でも、申告すれば繰越控除が受けられます)

Financial Planner



お忘れではありませんか？確定申告。

税率26%から **20%** にダウン

平成15年1月以降、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより生じた所得(年間の損益を通算)について、税率が26%(所得税20%、地方税6%)から20%(所得税15%、地方税5%)に下がりました。商品先物取引の税金は「申告分離課税」です。他の所得がどれだけあっても税率は一定です。

損失の繰越控除は

3年間

平成15年1月以降、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより損失(年間の損益を通算)になった時は、確定申告を行えば翌年以降3年間にわたって損失の繰越控除が可能。翌年以降の利益から損失分を控除できます。



日本商品先物振興協会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小橋町9番9号(小橋町安田ビル)
TEL 03(3664)5731 FAX 03(3664)5733

商品先物取引は元本が保証されているものではなく、短期間で大きな利益を得る可能性もありますが、相場の変動により損失が生じることもあります。

●資料「商品先物取引と税金」をご用意しています、くわしくは下記のホームページへアクセス!

<http://www.jcfia.gr.jp/>

資料をご希望の方は、ハガキに住所・氏名・年齢・職業を明記の上資料請求書も貼って上記までご連絡ください。

資料請求
016

ご存知ですか？
商品先物取引の新税制。

ポイント① → **税率が20%に下がりました。**

平成15年1月1日以降、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより生じた所得（年間の損益を通算）について、税率が26%（所得税20%、地方税6%）から20%（所得税15%、地方税5%）に下がりました。
※個人の商品先物取引による所得に対する税率です（申告分離課税）。

ポイント② → **損失の3年間繰越控除が可能になりました。**

平成15年1月1日以降、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより損失（年間の損益を通算）になった時は、翌年以降3年間の商品先物取引による所得から控除できることとなりました。
※平成14年12月31日以前の商品先物取引による損失は繰越控除できません。

資料ご請求は、FAXまたはホームページへ。
<http://www.jcfia.gr.jp/>

日本商品先物振興協会
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番9号（小網町安田ビル2階）
TEL 03 (3664) 5731 FAX 03 (3664) 5733

ご存知ですか？ 商品先物取引の新税制

<p>ポイント① → 税率が20%に下がりました</p> <p>平成15年1月1日以降、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより生じた所得（年間の損益を通算）について、税率が26%（所得税20%、地方税6%）から20%（所得税15%、地方税5%）に下がりました ※個人の商品先物取引による所得に対する税率です（申告分離課税）</p> <p>資料のご請求は、FAXまたはホームページへ http://www.jcfia.gr.jp</p>	<p>ポイント② → 損失の3年間繰越控除が可能になりました</p> <p>平成15年1月1日以降、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより損失（年間の損益を通算）になった時は、翌年以降3年間の商品先物取引による所得から控除できるようになりました ※平成14年12月31日以前の商品先物取引による損失は繰越控除できません</p> <p style="text-align: center;">JCFIA JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION</p> <p style="text-align: center;">日本商品先物振興協会 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番9号（小網町安田ビル） 電話 03 (3664) 5731 FAX 03 (3664) 5733</p>
--	--

ご存知ですか？ 商品先物取引の新税制。

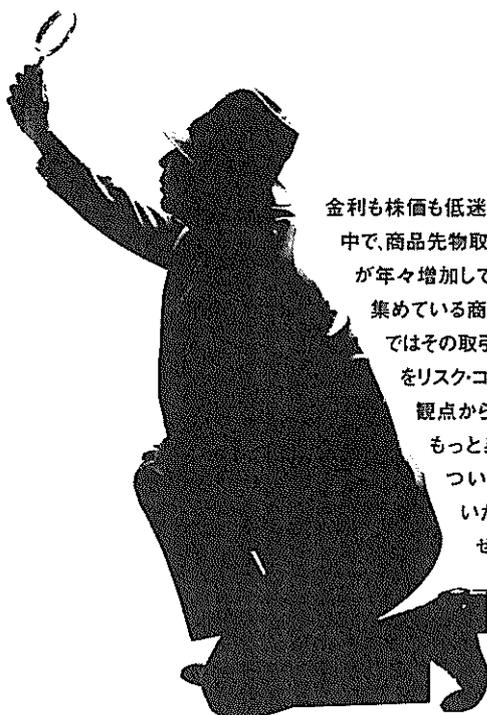
<p>ポイント① → 税率が20%に下がりました。</p> <p>平成15年1月1日以降、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより生じた所得（年間の損益を通算）について、税率が26%（所得税20%、地方税6%）から20%（所得税15%、地方税5%）に下がりました。 ※個人の商品先物取引による所得に対する税率です（申告分離課税）。</p>	<p>ポイント② → 損失の3年間繰越控除が可能になりました</p> <p>平成15年1月1日以降、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより損失（年間の損益を通算）になった時は、翌年以降3年間の商品先物取引による所得から控除できることとなりました。 ※平成14年12月31日以前の商品先物取引による損失は繰越控除できません。</p> <p style="text-align: center;">資料ご請求は、FAXまたはホームページへ。</p>
--	--

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会 <http://www.jcfia.gr.jp>
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番9号（小網町安田ビル）
電話 03 (3664) 5731 FAX 03 (3664) 5733

商品先物

投資を知的に考える人のための



金利も株価も低迷を続ける日本経済。その中で、商品先物取引は取引金額や出来高が年々増加しています。まさに今、注目を集めている商品先物取引。本セミナーではその取引を活用するためのヒントをリスクコントロールと自己責任の観点からお話いたします。また、もっと身近になった新税制についてもわかりやすく解説いたします。
ぜひ、ご参加ください。

なつとく セミナー



第1部「半歩先行くオトナの投資術
～自己責任で投資を愉しむために」
講師：UFJ総合研究所主任研究員 山崎 元氏
第2部「商品先物取引新税制の仕組み」
講師：税理士 原 一郎氏

日時/2003年6月7日(土)

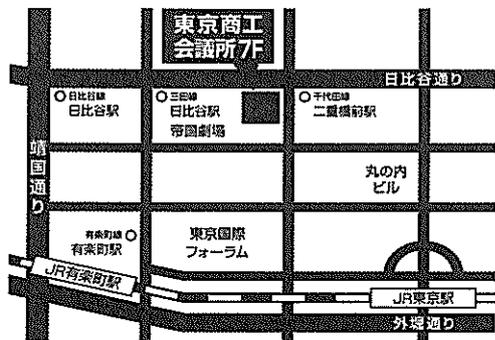
入場無料
事前申込みが必要です。

13:30～16:30 (13:00開場)

会場/東京商工会議所 7F 国際会議場

東京都千代田区丸の内3-2-2 (定員250名)

主催/日本商品先物振興協会 協力/BS JAPAN



お申込
方法

◆ホームページのお申込み専用フォームで!
<http://www.jcfia.gr.jp/>

◆またはFAXで⇒専用申込書は下記事務局までご請求ください。

お問合せ
事務局

TEL.03-5565-7025 (月～金10:00～17:00)
FAX.03-5565-1504

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会

[資料6-4]

16先物振興発第8号

平成16年1月26日

会 員 代 表 者 殿

日本商品先物振興協会
広報委員長 白井憲治

協会広報活動に関するアンケートのお願い

今年度、当協会では、委託手数料の完全自由化を目前に控え、市場規模の拡大を支援する観点から、総会でご承認いただきました事業計画・収支予算に則り、商品先物市場とその担い手である商品取引員が「社会にとって、身近で安心、信頼できる存在」として定着するよう、多角的な啓蒙活動を行ってまいりました。

しかしながら、昨年11月には、一会員の不健全経営に関する一連の報道により業界の信用失墜に繋がる状況となったため、資産運用手段としての商品先物取引をアピールする新聞広告について、その効果が期待できないとの判断から予定していた出稿を中止したまま、現在に至っております。

先物協会としては、今後も業の発展振興に向けた広報活動に取り組むことが重要と考えておりますが、来年度の事業計画・収支予算の策定にあたり、会員の皆様からのご意見をできる限り反映させるため、アンケートを実施することといたしました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮ですが、本アンケートにご協力賜りますようお願い申し上げます。

アンケートのご回答は、1月30日（金）までに、FAXにて当協会までご返送いただきますよう、合わせてお願い申し上げます。

【ご返送先 FAX 03-3664-5733】

協会広報活動に関するアンケート

ご回答は、別紙「回答用紙」の該当番号にレ点をご記入下さい。

問1 先物協会では、来年度の事業計画策定の基本方針の一つに「利便性・信頼性向上による出来高倍増への環境整備」を掲げています。出来高倍増に向けて、先物協会は何に重点的に取り組むべきとお考えですか。（1つだけ）

- ① 市場参加者にとって使い勝手のよい商品先物取引制度の改革推進に重点を置く。
- ② テレビ、新聞等あらゆるメディアを通じて、商品先物取引の啓蒙活動をこれまで以上に積極的に展開する。
- ③ 信用失墜につながる不祥事を無くすることが第一。制度改革や広報活動をどんなに積極的にやっても、不祥事1つで効果が失われてしまうから。
- ④ その他（具体的にご記入下さい。）

問2 先物協会の広報活動では、どのようなことに重点を置いて取り組むべきとお考えですか。（3つまで）

- ① 委託者の増加、取引高の拡大につながるよう、投資家を対象に、積極的な資産運用手段の一つであることを正面からアピールする。
- ② 平成17年4月に予定される商品先物取引制度の改革（改正商品取引所法の施行）を前面に出し、信頼性確立に向けた業界の取組姿勢を強調すべき。
- ③ 商品先物取引の信頼感を高めるため、委託者債権保全制度や日商協相談センターの存在等投資家にとってのセーフティネットを紹介する。
- ④ 商品先物取引の認知度を高めるため、営業色のない先物取引制度や機能についての広報により一般社会への啓蒙に重点を置く。
- ⑤ 商品先物取引に関して偏った報道がされることのないよう、マスコミとのコミュニケーションに積極的に取り組むべき。
- ⑥ 産業界の利用促進を図るため、産業界向けの広報を充実させるべき。
- ⑦ その他（具体的にご記入下さい。）

【これまでは、主として一般社会と投資家の2つを対象に、一般社会に対しては、商品先物取引の認知とイメージの向上(信頼性)を中心に、一方、投資家に対しては、資産運用手段の一つであることと先物取引の知識啓蒙による自己責任の喚起を中心に行ってきております。別紙「協会広報活動の展開イメージ」参照】

問3 今年度の広報予算は約4億円(事業費予算総額4億9千万円の82%)ですが、今後、問2でご回答いただいた方向で広報活動を展開するに当たっての予算規模についてお伺いします。(1つだけ)

- ① 大幅に増額してでも積極的に取り組むべきである。
- ② ある程度の増額はよいが、手数料自由化の影響がわからないので、大幅な増額は避けるべきである。
- ③ 今年度と同程度でよい。
- ④ 予算規模は縮小すべきである。

問4 自己責任に基づく取引を推進するためには、どのような広報活動が有効とお考えですか。(複数回答可)

- ① 証拠金取引であること、証拠金以上の損をすることがあること、短期的に決着がつく取引であること、等商品先物取引に関する正しい知識の普及・啓蒙を図る。
- ② 新聞広告等において取引のリスク性を強調する。
- ③ 取引員が企業情報を開示していることの紹介と開示情報の積極的な利用促進を図る。
- ④ 取引員の選択や外務員の選択の基準についての啓発を図る。
- ⑤ 苦情やトラブルの事例を紹介し、投資家の自衛力を高める。
- ⑥ 取引の手続き・流れについて理解促進を図る。
- ⑦ その他(具体的にご記入下さい。)

問5 一会員の分離保管措置義務違反等不健全経営に関する一連の報道により、業界の信用は大きく低下した状況にあると考えられますが、こうした状況下において、先物協会としてどのような広報活動を行うことが有効とお考えですか。(1つだけ)

- ① 昨年10月から日次の分離保管措置状況を確認したうえで新聞広告などで「分離保管を確実にやっていること」、「監査法人監査等をうけていること」を表明する。
- ② 法制度改正により分離保管措置の一層の徹底が図られる方向にあることをアピールする。
- ③ 現時点では、状況の推移を見守り、積極的な広報は控えた方がよい。
- ④ 商品先物取引の損益についての税制上の取扱いをアピールする。(不祥事に関係しないことを中心に広告宣伝する)
- ⑤ その他(具体的にご記入下さい。)

問6 協会活動に関する会員向け広報として毎月発行している「先物協会ニュース」(月1回)について、どのようなご意見をお持ちですか。(複数回答可)

- ① 先物協会だけでなく、業界の様々な動きがよくわかる内容である。
- ② 今よりももっと先物協会の活動に関する内容を拡充し、より詳細に解説してほしい。
- ③ 月刊なので、速報性よりも、解説記事を増やしてほしい。
- ④ 発行日の間隔を短縮し速報性を高めてほしい。
- ⑤ 外務員の登録者名・抹消者名は不要である。
- ⑥ その他(具体的にご記入下さい)

問7 先物協会では、産業界や大学就職部など外部から講演要請の際の派遣講師として、あるいは当協会が提供するマーケット情報番組のゲストとして、商品先物取引についてお話いただける「業界のスター」を育てていきたいと考えています。貴社の社員の中で適任の方がいらっしゃいましたら、ぜひご推薦下さい。

候補者ご氏名 ()
得意分野

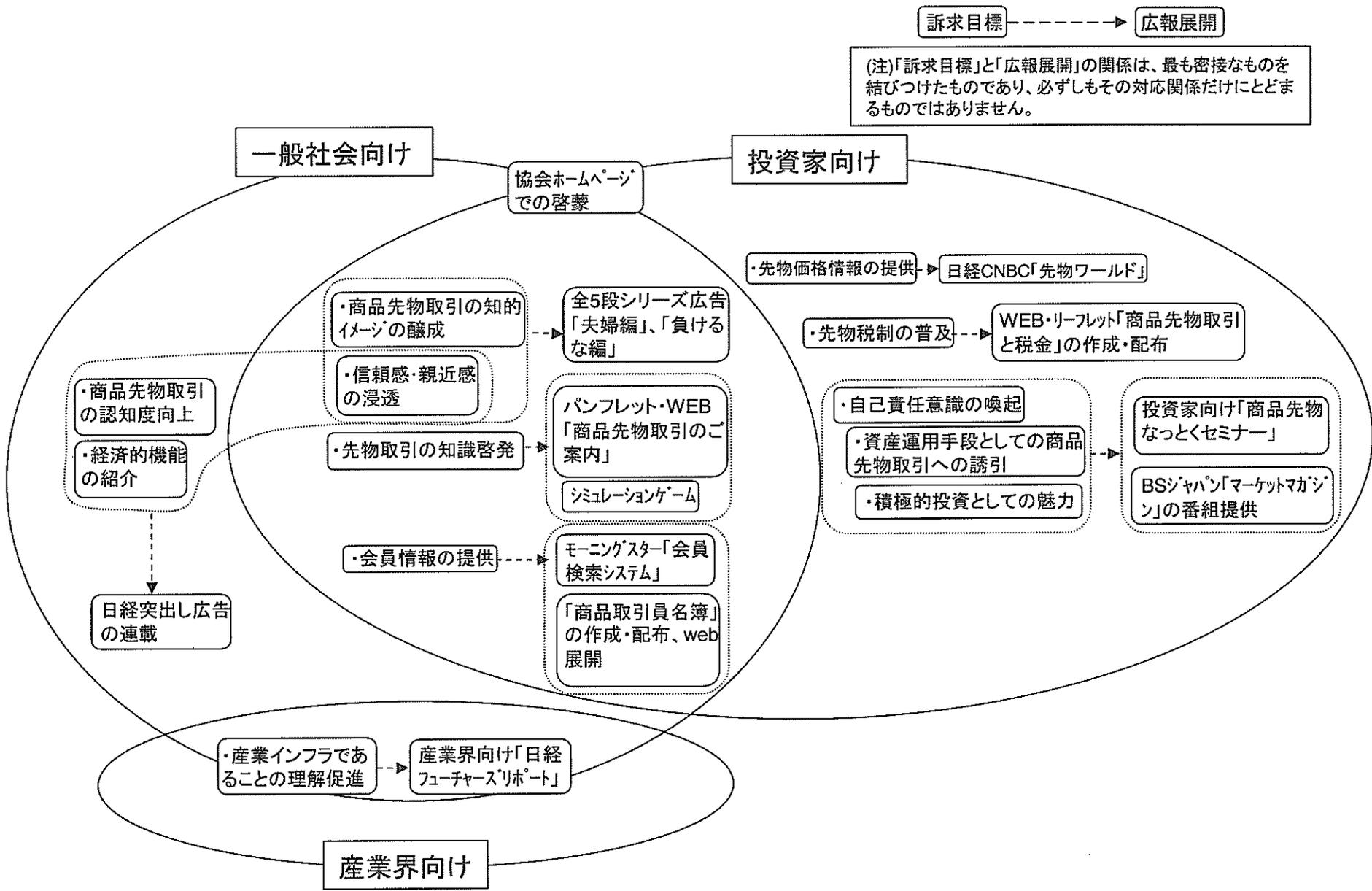
【先物協会が提供しているテレビ番組は、日経CNBCの「先物ワールド」(月～金 17:00～17:15、再放送 21:00～21:15。先物協会・東穀取・東工取の共同提供。毎日の商品先物取引の価格情報や市況を解説)、BSジャパンの「マーケットマガジン」(毎週土曜日 11:30～11:50。株式、為替、商品先物等のマーケットに関する経済情報を提供。本年4月より、11:00～12:00の1時間生放送に拡充の予定)の2本です。】

問8 先物協会の広報活動全般について、ご意見ご提言がございましたらお聞かせ下さい。

協会広報活動の展開イメージ

訴求目標 -----> 広報展開

(注)「訴求目標」と「広報展開」の関係は、最も密接なものを結びつけたものであり、必ずしもその対応関係だけにとどまるものではありません。



協会広報活動に関するアンケート調査集計表(中間報告 回答87社/91社:集計結果)

※一部の問で回答数の合計が合わない箇所あり

先物協会では、来年度の事業計画策定の基本方針の一つに「利便性・信頼性向上による出来高1倍増への環境整備」を掲げています。出来高倍増に向けて、先物協会は何に重点的に取り組むべきとお考えですか。(1つだけ)

①	市場参加者にとって使い勝手のよい商品先物取引制度の改革推進に重点を置く。	27	31.0%
②	テレビ、新聞等あらゆるメディアを通じて、商品先物取引の啓蒙活動をこれまで以上に積極的に展開する。	29	33.3%
③	信用失墜につながる不祥事を無くすることが第一。制度改革や広報活動をどんなに積極的にやっても、不祥事1つで効果が失われてしまうから。	29	33.3%
④	<p>その他(具体的にご記入下さい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来高倍増×→預り資産・取組高増(出来高至上主義はトラブルのもと) ・出来高倍増よりも市場規模(顧客層・預り資産・取組高)の拡大が必要であり、そのためには社会的信頼性の回復を目指すべく勧誘手法の見直しに真っ先に取り組むべきである。 ・不祥事を無くすなど信頼性向上のための活動と広報・啓蒙活動とを共に重点的に取り組むべき ・東ゼネ問題による、商品先物業界信用不安の早期払拭活動 ・地方テレビ局のCMを利用してはいかがかと思えます。一商品のアピールを何度もやっている。商品先物取引の仕組みをわかりやすく解説してみたいかがかと思えます。(テレビ局例:MXテレビ、千葉テレビ、テレビ埼玉等) 	5	5.7%

問2 先物協会の広報活動では、どのようなことに重点を置いて取り組むべきとお考えですか。(3つまで)

①	委託者の増加、取引高の拡大のため、投資家を対象に積極的な資産運用手段の一つであることを正面からアピール。	61	70.1%
②	平成17年4月に予定される商品先物取引制度の改革(改正商品取引所法の施行)を前面に出し、信頼性確立に向けた業界の取組姿勢を強調すべき。	36	41.4%
③	商品先物取引の信頼感を高めるため、委託者債権保全制度や日商協相談センターの存在等投資家にとってのセーフティネットを紹介する。	28	32.2%
④	商品先物取引の認知度を高めるため、営業色のない先物取引制度や機能についての広報により一般社会への啓蒙に重点を置く。	38	43.7%
⑤	商品先物取引に関して偏った報道がされることのないよう、マスコミとのコミュニケーションに積極的に取り組むべき。	38	43.7%
⑥	産業界の利用促進を図るため、産業界向けの広報を充実させるべき。	17	19.5%
⑦	<p>その他(具体的にご記入下さい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世間一般が抱いている「怖い」「わからない」「損をする」といった、マイナスイメージの払拭に重点をおくべきだと思います。法律改正や業界の取組姿勢などのアピールももちろん大事ですが、それ以前の問題として「やり方によっては決して怖くなく、儲けることもできる。取引の仕組みも難しくない」ということを、誰にでも理解できる単純明快な、わかり易い言葉で世間一般に繰り返し伝えることが必要だと思います。 ・商品先物取引の面白さ。先物取引＝ハイリスク、とは必ずしもならない事。リスクは自分で取るものだという事を訴える。 ・商品先物の税制面で、一段と改革されていることをアピールする。 ・投資家向けに損失を少なくする取引例を紹介する。(例:オプション取引と現物先物取引の組み合わせや、サヤ取等の紹介) 	7	8.0%

問3 今年度の広報予算は約4億円（事業費予算総額4億9千万円の82%）ですが、今後、問2でご回答いただいた方向で広報活動を展開するに当たっての予算規模についてお伺いします。（1つだけ）

①	大幅に増額してでも積極的に取り組むべきである。	11	12.6%
②	ある程度の増額はよいが、手数料自由化の影響がわからないので、大幅な増額は避けるべきである。	37	42.5%
③	今年度と同程度でよい。	33	37.9%
④	予算規模は縮小すべきである。	6	6.9%

問3 意見（※提案あり）→今までの活動であれば縮小が必要。

問4 自己責任に基づく取引を推進するためには、どのような広報活動が有効とお考えですか。（複数回答可）

①	証拠金取引であること、証拠金以上の損をすることがあること、短期的に決着がつく取引であること、等商品先物取引に関する正しい知識の普及・啓蒙を図る。	70	80.5%
②	新聞広告等において取引のリスク性を強調する。	17	19.5%
③	取引員が企業情報を開示していることの紹介と開示情報の積極的な利用促進を図る。	31	35.6%
④	取引員の選択や外務員の選択の基準についての啓発を図る。	17	19.5%
⑤	苦情やトラブルの事例を紹介し、投資家の自衛力を高める。	5	5.7%
⑥	取引の手続き・流れについて理解促進を図る。	36	41.4%
⑦	その他（具体的にご記入下さい。） ・リスクはどんな取引にもあるという事。リスクと向き合う事。リスク管理の重要性等を訴える。 ・最終判断は自分自身の心理との戦い。本来、ハラハラドキドキが相場の面白さ。 ・新聞紙上の各商品の約定値を見ても倍率が見えてこないもので、損得のイメージが出ない。 ・商品取引所法の目的に委託者の保護とあるが、この条文に委託者自身の甘えがあるので、目的の条文に自己責任をもちこむ必要があるのではないかと思います。 ・自己責任を問えるよう、情報を委託者に与える。	5	5.7%

問5 一会員の分離保管措置義務違反等不健全経営に関する一連の報道により、業界の信用は大きく低下した状況にあると考えられますが、こうした状況下において、先物協会としてどのような広報活動を行うことが有効とお考えですか。（1つだけ）

①	昨年10月から日次の分離保管措置状況を確認したうえで新聞広告などで「分離保管を確実にしていること」、「監査法人監査等をうけていること」を表明する。	26	29.9%
②	法制度改正により分離保管措置の一層の徹底が図られる方向にあることをアピールする。	33	37.9%
③	現時点では、状況の推移を見守り、積極的な広報は控えた方がよい。	15	17.2%
④	商品先物取引の損益についての税制上の取扱いをアピールする。（不祥事に関係しないことを中心に広告宣伝する。）	8	9.2%
⑤	その他（具体的にご記入下さい。）	8	9.2%

<ul style="list-style-type: none"> ・分離保管は当たり前で、その他の広報活動をした方が良い。 ・分離保管がなされていない場合どうするのか。 ・マスコミとのコミュニケーションを積極的に推進し、「理解への運動」を積み重ねる。マスコミとの懇談は現場の記者だけでなく編集責任者とも行なう必要がある。 ・常に健全な市場育成を目指している事。そのための改革をしている事。 ・広告を広報との観点でとらえ、内に対してと外に対してとが一致すべきである。今回、抜本的な法改正・制度改正が行なわれていることを内に対して啓蒙すると同時に、外に対しても訴えていくべきである。 ・いまだ解決されていないので、推移を見守りたい。 ・ぜひ継続してほしい。 ・クリアリングハウス導入促進とその啓蒙を図ること 		
---	--	--

問6 協会活動に関する会員向け広報として毎月発行している「先物協会ニュース」(月1回)について、どのようなご意見をお持ちですか。(複数回答可)

①	先物協会だけでなく、業界の様々な動きがよくわかる内容である。	35	40.2%
②	今よりもっと先物協会の活動に関する内容を拡充し、より詳細に解説してほしい。	33	37.9%
③	月刊なので、速報性よりも、解説記事を増やしてほしい。	33	37.9%
④	発行日の間隔を短縮し速報性を高めてほしい。	15	17.2%
⑤	外務員の登録者名・抹消者名は不要である。	9	10.3%
⑥	<p>その他(具体的にご記入下さい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終ページの鑑橋随想のスペースを小さくし、記事等をいれたらどうでしょうか ・⑤外務員の登録/抹消は必要 ・現状のままで宜しいかと思えます。 ・先物協会がめざすべきものを業界内に浸透させるため、例えば社会的信頼の向上のための会員各社の具体策を「先物協会ニュース」で紹介すれば良いと思う。 ・振興協会及び日商協や取引所が実施する広告掲載の紹介。翌月の広報活動(広告)が、いつ・どのように実施されるのか。 ・必要性を感じない。業界情報は業界紙の方が早い。 	6	6.9%

問7 派遣講師・情報番組ゲスト推薦者

会員名	推薦者名	得意分野
フジフューチャーズ(株)	黒田 昌文(営業情報課副長)	石油全般
カネツ商事(株)	長谷川 武(総務部次長)	関東人事部会 会長
第一商品(株)	園田 征次(顧問)	貴金属
明治物産(株)	成田祥司(ディーリング部部長)	ディーリング、経済全般
三菱商事フューチャーズ(株)	竹下明彦(システムトレード室長)	システムトレード・オプション
タイコム証券(株)	山田千春(顧問)	マーケット全般
	竹下 充(国際業務部課長)	全般
	その他	OB社員やチャンピオンシップにおける表彰者など。
光陽トラスト(株)	川村 豊(副部長)	相場分析
山前商事(株)	前喜 康弘(専務取締役)	リスク管理
ニチメン(株)	大久保 賢隆(主任)	貴金属(特にプラチナ)

問8 先物協会の広報活動全般についてのご意見・ご提言

- ・業界変革の時、PRに全力でがんばりましょう。
- ・新聞広告で一部（数社）取引員の相乗り広告はいかがなものか？先物協会全会員の広報活動であってほしい。
- ・先物取引の啓蒙普及活動は続けることに価値があると思うので、引き続き頑張ってください。PR広告はスペース広告と平行して記事として取上げてもらえるようなニュース性、話題の提供も必要（ペイド パブであっても）ではないでしょうか。
- ・1. 会員企業情報開示が（地域別）のみになっていますが、（50音別）も用意して頂くと利用者には便利では・・・2. 会員企業PRに採用されている企業PR情報一覧の掲載基準を、同ページ上に明示して頂きたい。3. 関連リンクは、最高にすばらしいと思います。4. サイトマップをもう少しスマートに表示して頂けるとよろしいかと思えます。
- ・経済インフラとして不可欠な重要な産業であることをどンドンPRして頂き、役職員が仕事に誇りと使命感が持てるようイメージの改善に繋がる広報活動を期待します。
- ・メディアによる全国的な広報（特に電波）をもっとすべきではないか。
- ・新聞等での広告がどうしても多く感じられますので、今度はインターネットなど、時代の流れにあった方法が良いと思います。
- ・HPの情報内容について、もっと充実させて、広報活動に密着させてはどうか。
- ・大きな不祥事の後なので、信頼回復などある程度の時間が必要、地道な広報活動により信頼回復を待つ。
- ・今年度実施されている「なっとくセミナー」など、一会員ではできないこと、非営利目的の団体だからこそできることを推進してください。
- ・社会のための商品先物市場であることを中心に置いた広報活動の強化に取り組んでいただきたい。また、世の中の関心を高めるため、業界にとってフォローの風となるタイムリーな出来事を臨機応変に取り上げ、商品先物取引のPRにも注力してほしい。
- ・1. 問3の広報予算について、広報予算を考えると、会社毎の出来高と広告出稿量により、その多い会社と少ない会社で予算に対する比率を変えたほうが良い。2. 協会ホームページの改善（HPを有効に活用するために）簡単な事ではないが、一般の方が観たい！読みたい！と思うような見せ方・内容になっていない。特に大事なトップページにおいて強く感じる。
- ・スリルと期待感、そして資産効率を明るく売る。投機の本質は「お客様に夢を買ってもらおう」こと。
- ・一般社会向けと投資家向けとに区分されていることは良いと思います。
- ・弊社は一般の営業活動は行なっておりませんので、適切な見解を述べる知識がありません。
- ・各商品のマーケット情報番組を多様してもらいたい。
- ・商品先物取引に関する正しい知識の普及・啓蒙に努めることにより業界に対する理解が深まり信頼性の向上が図られるものと思う。
- ・一般投資家への広報も必要ではあるが、産業界への大々的な広報をお願いしたい。
- ・税制については証券取引等、他の取引との損益通算等をぜひとも実現して頂きたい。
- ・商取業界に限らず、不祥事はあって当たり前のことだと思います。むしろ、公表されることにより、社会的に透明性が認められ、是正されるものと思います。単に法規制を強化することが適切とは思われません。
- ・出来高の増よりもハイリスクであることを広報活動にすべきであると思います。
- ・今後も業界の社会的地位向上に尽力をお願いします。
- ・先物協会HPの一層の充実を望みます。
- ・平成15年11月に日弁連が提出した「不招請勧誘」「広告の禁止」等の意見書は業界全体の問題。協会主導による対応策を講じられたい。（例えば、業界擁護派弁護士団による回答書作成等）※日弁連の意見書は、委託者自己責任の原則、金融市場の健全な発展を阻害するものであり、その論旨の歪みを指摘すべきと考える。
- ・今後も外務員の大量移動が予想されますので、協定の整備と明確化を希望します。